

船舶事故調査報告書

令和4年5月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（灯浮標）
発生日時	令和3年4月7日 09時32分ごろ
発生場所	愛知県美浜町西方沖（伊勢湾第5号灯浮標） 中部国際空港南進入灯施設先端灯から真方位221° 3.2海里付近 （概位 北緯34° 47.7′ 東経136° 46.0′）
事故の概要	ケミカルタンカー ^{じんわ} 仁和丸は、南進中、灯浮標に衝突した。
事故調査の経過	令和3年6月8日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	ケミカルタンカー 仁和丸、498トン 143124、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、大豊運輸株式会社（船舶管理人）、有限会社八幸マリン（船舶借入人）
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 右舷船首部ブルワークに擦過傷 灯標 灯標上部防護枠に曲損、太陽電池パネルに破損を伴う曲損、マーキング装置に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 約5m/s、視界 良好 海象：波高 約1m、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、阪神港に向けて伊勢湾を南進中、船橋当直に当たっていた船長が、船橋に昇橋していた航海士との会話に夢中になって航行中、伊勢湾第5号灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）を右舷船首方直近に認めたとき、左舵を取り、本件灯浮標を避け、元の針路に戻して航行を続けた。 本船は、その後、海上保安庁からの電話で、本件灯浮標に衝突したことを知り、愛知県名古屋港に戻るよう指示を受けて同港に入港した。 船長は、本事故当時、本件灯浮標を右舷船首方直近に認めたとき、左舵を取り、本件灯浮標を避けたと思い、また、船体に振動がなかったため、本件灯浮標に衝突したとは思わなかった。
分析	本船は、南進中、船長が、昇橋していた航海士との会話に夢中になって航行を続けたことから、船首方の本件灯浮標に接近していることに気付かず、右舷船首方直近に本件灯浮標を認めて左舵を取ったものの、本件灯浮標に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、南進中、船長が、昇橋していた航海士との会話

	<p>に夢中になって航行を続けたため、船首方の本件灯浮標に接近していることに気付かず、本件灯浮標に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船橋当直者は、湾内の輻輳する海域を航行中、船橋当直以外のことに集中することなく、航路標識等に注意して常時、周囲の見張りを適切に行うこと。